

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道石狩市新港南三丁目703番34
氏名 合同会社ESG
代表社員 株式会社イーエスジーマネジメント
職務執行者 小原 隆史



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

これは、ホームページからの写しです。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)3月12日
許可の有効年月日 令和13年(2031年)3月11日

- 事業の範囲
焼却(感染性産業廃棄物)。以下余白。
- 事業の用に供するすべての施設
 - 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番27
設置年月日 平成17年(2005年)3月24日
処理能力
(感染性産業廃棄物) 16.008t/日(24時間) 0.667t/時間
許可年月日 平成17年(2005年)3月14日
許可番号 上環生第3667号
 - 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35
設置年月日 平成17年(2005年)12月27日
処理能力
(感染性産業廃棄物) 21.144t/日(24時間) 0.881t/時間
許可年月日 平成17年(2005年)7月22日
許可番号 上環生第1392号
 - 施設の種類 保管施設1
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番27
面積 35.43m²
種類・感染性産業廃棄物。保管上限 85.03m³
 - 施設の種類 保管施設2
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35
面積 17.33m²
種類・感染性産業廃棄物。保管上限 39.86m³

(2頁へ続く)

(5) 施設の種類 保管施設 3
設置場所 北海道空知郡上富良野町 1 0 5 6 番 3 5
面積 1 3 6 . 6 m²
種類・感染性産業廃棄物。保管上限 5 4 6 . 4 m³

(6) 施設の種類 保管施設 4
設置場所 北海道空知郡上富良野町 1 0 5 6 番 3 5
面積 1 9 8 . 9 9 m²
種類・感染性産業廃棄物。保管上限 7 9 5 . 9 6 m³

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 4 年 (2012年) 1 0 月 1 6 日 変更許可 (焼却 (廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸 (pH2.0 以下のもの。)、廃アルカリ (pH12.5 以上のもの。)、特定有害産業廃棄物 (廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ (以上 3 種類は、鉛、有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)) の追加。)

平成 2 7 年 (2015年) 3 月 1 9 日 事業の一部廃止届出 (焼却 (廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類) 廃酸 (pH2.0 以下のもの。)、廃アルカリ (pH12.5 以上のもの。)、特定有害産業廃棄物 (廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ (以上 3 種類は、鉛、有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)) の削除。)

平成 2 8 年 (2016年) 1 0 月 2 6 日 許可の更新
令和 3 年 (2021年) 8 月 3 0 日 許可の更新
令和 6 年 (2024年) 3 月 1 2 日 許可の更新

5. 規則第 1 0 条の 1 6 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無